

# 岐阜県貨物自動車運送事業燃料高騰支援金 に関するよくあるご質問

令和4年10月24日

## 【支援金の概要】

### Q1. 当支援金の概要は。

A. 社会インフラとして生活物資や産業、経済等を支えている貨物自動車運送事業者に対し、燃油の高騰が経営に大きな影響がでています。こういった中で、貨物自動車運送事業者の事業の維持や事業の確保を図るため、支援金を給付するものです。

### Q2. なぜ、支援金給付対象者が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業者のみとなったのか。

A. 貨物自動車運送事業者は、法的にも認可を受けて、私たちの生活や産業、経済を支えてくれる物流という社会インフラを担っている事業者です。昨今の燃油の高騰している中、特に燃料消費量の大きい貨物自動車運送事業者に支援金を給付することにしたものです。

### Q3. 霊きゅう自動車、2輪の自動車及び被けん引車は、対象外なのか。

A. 今回は、社会インフラとして生活物資や産業、経済等を支えている貨物自動車を対象にしているため、霊きゅう自動車は対象外としております。また、燃料消費量が4輪と比較して少ない2輪の自動車と、内燃機関等を持たない被けん引車も、対象外としております。

### Q4. 給付対象自動車の積載量はどこで判断するのか。

A. 自動車検査証の最大積載量で判断してください。けん引車は、最大積載量欄の [] 外の数値で判断してください。

### Q5. 他県ナンバーで事業を行っているが、対象となるか。

A. 対象となりません。岐阜、飛騨ナンバーの車両が対象になります。

**Q 6. 白ナンバーの車は対象となるか。**

A. 対象となりません。緑、黒ナンバーの車両が対象になります。

### **【支援金の申請】**

**Q 7. 申請者は、支店長では申請できないのか。**

A. この支援金は、法人及び個人事業主を対象としています。支店長は法人を代表していませんので、申請者とはなり得ません。

**Q 8. 車検中の場合はどうしたらよいか**

A. 車検証到着後、申請してください。申請期日に間に合わない場合は、その旨申請書にメモを入れていただき、新車検証が届き次第、事務局へ写しを送付してください。

**Q 9. 申請に必要なとなる書類はどこにありますか。**

A. 次の方法にて、申請に必要な書類等入手することができます。

- ・ 岐阜県のウェブサイトからダウンロード  
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/252511.html>)

**Q 10. 令和4年9月30日より前に廃車にしたのだが、日割り、月割りでの支給はないのか。**

A. ありません。

**Q 11. 令和4年9月30日より後に車両を導入したのだが、日割り、月割りでの支給はないのか。**

A. ありません。令和4年9月30日時点で、保有又はリースを受けている車両で算定します。

**Q 12. 令和4年10月に新たに開業したのだが、申請はできるか。**

A. 申請できません（9月30日時点で運輸開始していない、車両の保有又はリースを受けている車両がない）。

**Q 13. 県内に営業所が複数あるが、営業所ごとに提出してよいか。**

A. 事業者単位（法人、個人事業主）でまとめて申請してください。

**Q 1 4. 支援金の支給はいつ頃か。**

A. 申請後、審査が完了し次第、順次支給します。申請が集中した場合は審査に時間を要しますが、概ね申請から1か月半以内での支給を目途にしています。なお、支給にあたって通知等を行いません。支給されたか電話等でお問合せいただく前に、必ず振込先に指定した口座をご確認ください。

**Q 1 5. 車検証の使用者欄に、○●会社△△支店と記載があり、申請者と一致しないが申請できないのか。**

A. 申請者の法人名と車検証使用者欄の法人名が一致しているので、申請できます。